

国土交通省	海上災害防止センター
-------	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 防災措置業務	民間主体への移行	24年度以降実施	油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、実施主体は公益法人などの民間主体とする。	1a	海上災害防止センターを解散させる一方、海上防災業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般財団法人を実施主体として海上保安庁長官が指定すること等を定める関連法案を第180回国会に提出した。
02 機材業務					
03 訓練業務					
04 調査研究業務					

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
05 政府出資金の国庫返納	防災基金に係る政府出資金	24年度以降実施	民間主体への移行に際し、今後とも防災基金に対する国の関与を維持しつつ、現センターが独立行政法人として受け入れている政府出資金3.27億円については国庫納付する。	2a	上記関連法案において基金の設置や新法人への監督について定める。政府出資金3.27億円については、海上災害防止センターの解散に際し、国庫納付することとする。